

## 海王丸パーク周辺エリア利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、海王丸パーク周辺エリア利活用検討業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務委託の概要

#### (1) 業務委託名

海王丸パーク周辺エリア利活用検討業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「海王丸パーク周辺エリア利活用検討業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書案」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

#### (4) 委託料の上限額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

※本プロポーザルは、富山県令和8年度6月補正予算成立を前提とした議決前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務であるため、富山県議会において6月補正予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとします。

なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しません。

### 3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

#### (1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- ② 富山県庁での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を

- いう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

## (2) 共同企業体

- ① 共同企業体の代表者が、(1) ①～(1) ③に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ② 各構成員が(1) ④～(1) ⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

## 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「質問書(様式第3号)」を令和8年6月26日(金)正午までに、電子メールにて提出してください。なお、電子メール以外での質問は受け付けません。質問に対する回答は、令和8年7月3日(金)17時までに参加者の独自企画に関わることを除き、富山県ウェブサイト内の、本実施要領を掲載しているページにて公開します。

次の質問については、受け付けません。

- ・審査基準に関する質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・審査員に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

## 5 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、「参加申込書(様式第1号)」を令和8年6月29日(月)17時までに電子メールで提出してください。

申し込み後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を令和8年7月6日(月)17時までに電子メールで提出してください。

## 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出してください。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（様式第2号）

#### ② 企画提案内容（任意様式。ただし、A4判30ページ以内とする。）

別紙仕様書案を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙仕様書案を踏まえた企画の内容、業務スケジュール
- ・その他、仕様書に記載された内容以外に追加可能な企画提案

#### ③ 業務実施体制（任意様式）

以下の内容を記載してください。

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本委託業務に関連する事業の実績があれば、当該事業の概要を記載してください。

#### ④ 概算見積書（任意様式）

上記「2（4）委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。また、経費の内訳がわかるように記載してください。

#### ⑤ 会社概要等がわかる資料（様式第4号）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

### (2) 提出方法

電子メール（PDF形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）

なお、ファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前にご連絡ください。

### (3) 提出先 富山県 土木部 港湾課

E-Mail : [akowan@pref.toyama.lg.jp](mailto:akowan@pref.toyama.lg.jp)

電話番号 : 076-444-3334

### (4) 提出期間 令和8年6月19日（金）9時から令和8年7月10日（金）17時まで（必着）

### (5) 提出に当たっての注意事項

提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできません。

### (6) 企画提案書の取り扱いについて

提出された企画提案書等は、下記により取り扱います。

- ① 提案書等の著作権は提案者に帰属します。
- ② 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
- ③ 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- ④ 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- ⑤ 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきます。
- ⑥ 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

## 7 審査方法

### (1) 審査方法

候補者を選定するため、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置します。審査会は、参加者の提出書類およびプレゼンテーションの審査を実施したうえで、最も優れた提案をした者を候補者として選定します。

### (2) 審査基準

別紙「海王丸パーク周辺エリア利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書審査基準」により審査を実施します。

### (3) プレゼンテーションの実施

ア オンライン（Web 会議形式）によるプレゼンテーションを予定しており、日時等の詳細については、後日改めて通知します。

イ 各参加者のプレゼンテーションの順番は参加申込書の提出順とし、提出のあった企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。

ウ プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。

エ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

オ 企画提案書に記載された内容の説明（15 分間）の後、審査会委員による質疑応答（10 分間）を行います。

カ 当日、新たに説明資料を追加することはできません。

キ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

### (4) 審査結果通知

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、富山県ホームページにて、参加事業者数、契約候補者及び選定理由を公表します。企画提案者名については、契約候補者以外は公表しません。

なお、決定の経緯や決定理由等に関する問い合わせについては応じません。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

### (5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ③ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ④ 提出書類に不備があった場合
- ⑤ 他の参加者と、企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑥ 複数の提案書を提出した場合
- ⑦ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑧ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

### (6) その他

各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得したものを契約候補者として選定します。

なお、最も高い点数を獲得した者が複数いる場合は、当該者の中から、くじ引きで契約候補者を選定します。

ただし、すべての提案について各審査員の評価点の合計が、満点の6割を下回った場合、または審査項目のうち「企画提案」にかかる各審査員の評価点の合計が、満点の6割を下回った場合、委託候補者を選定しないことがあります。

## 8 事業者との契約

選定された契約候補者とは別途協議し、仕様を確定した上で業務委託契約を締結します。

必要な契約条件に合致しない場合、契約を締結しない場合があります。この場合、次点の者と契約締結について協議します。

## 9 その他

- (1) 提出する案は、提案者1者につき1案とします。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (7) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (8) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (9) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (10) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意してください。

## 10 スケジュール

令和8年6月19日（金）	公募開始（県ホームページに実施要領等掲載）
令和8年6月26日（金）正午	質問の提出期限
令和8年6月29日（月）17時	参加申込期限
令和8年7月3日（金）17時	質問への回答（県ホームページに掲載）
令和8年7月6日（月）17時	参加辞退期限
令和8年7月10日（金）17時	企画提案書等の提出期限
令和8年7月中旬	候補者選定（プレゼンテーション）
令和8年7月中・下旬	審査結果通知
令和8年7月中・下旬	契約締結